



# 児童相談所がかわる子どもたちと アドボカシー

広島県東部こども家庭センター

川本 出



## 児童相談所の概要

- ・ 1947年児童福祉法を根拠に創設された都道府県の行政機関
- ・ 全国に228か所（令和4年4月1日現在）
- ・ 都道府県・政令市は必置。中核市・特別区は努力義務。
- ・ 名称は「○○児童相談所」だけでなく、「○○こども家庭センター」「○○こどもセンター」「○○子ども女性相談センター」などさまざま。
- ・ 広島県では、平成17年から、「児童相談所」「知的障害者更生相談所」「婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）」の機能を統合し、「こども家庭センター」という名称。

## 児童相談所の業務①

### ▶ 児童相談所の基本的業務

#### ① 市町村援助業務

- ・市町村が行う子ども家庭相談活動に関する、市町村相互間の連絡調整、情報の提供等必要な援助等を行う。

#### ② 相談業務

- ・児童に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずる。

#### ③ 調査・判定業務

- ・相談、通告、送致等を受けた児童について必要な調査・各種判定を行う。

#### ④ 指導業務

- ・調査及び判定に基づき、児童及びその保護者に必要な指導を行う。（※「児童相談所が行う援助の種類」を参考。）

#### ⑤ 一時保護業務

- ・児童相談所長が必要と認める場合には児童を一時保護し、又は児童福祉施設、里親等適当な者に一時保護を委託する。

## 児童相談所の業務②

### 受け付ける相談の種類及び主な内容

相談種別	相談内容	受け付ける相談の種類及び主な内容		
		相談方法	主な内容	
養護相談	1 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 (1) 身体的虐待：生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待：性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 理的虐待：暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否（ネグレクト）：保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児	10 触犯等相談 若しくは飲食、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署から犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があった子どもに警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談	
	2 その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境の問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。	11 触法行為等相談 触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。	
保健相談	3 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談。	12 性格行動相談 子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、穢然、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。	
	4 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。	13 不登校相談 学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養育問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。	
障害相談	5 視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。	14 適性相談 進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。	
	6 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。	15 育児・しつけ相談 家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。	
	7 重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談。	16 その他の相談 1～15のいずれにも該当しない相談。	
	8 知的障害相談	知的障害児に関する相談。	(厚生労働省：児童相談所運営指針から引用)	
	9 発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。		

## 児童相談所の組織と職員（広島県）

### ▶ 組織の構成

総務部門、相談・判定・指導・措置部門、一時保護部門の3部門を標準とし、児童福祉司、児童心理司等各種専門職で構成。

### ▶ 広島県の3センター【児童相談所・知的障害者更生相談所・婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）】の状況（R4.4.1）

○西部こども家庭センター（広島市南区）

所長、次長（2）、医監、総務企画課、相談援助第一課、相談援助第二課、女性相談課、一時保護課

※医師、弁護士、併任警察官が常勤配置

【管轄地域：呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町】

※女性・DV相談については広島市を含む。

○東部こども家庭センター（福山市）

所長、次長、総務課、相談援助第一課、相談援助第二課、一時保護課

※弁護士、併任警察官が常勤配置

【管轄地域：三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅町、神石高原町】

○北部こども家庭センター（三次市）

所長、相談援助第一課、相談援助第二課

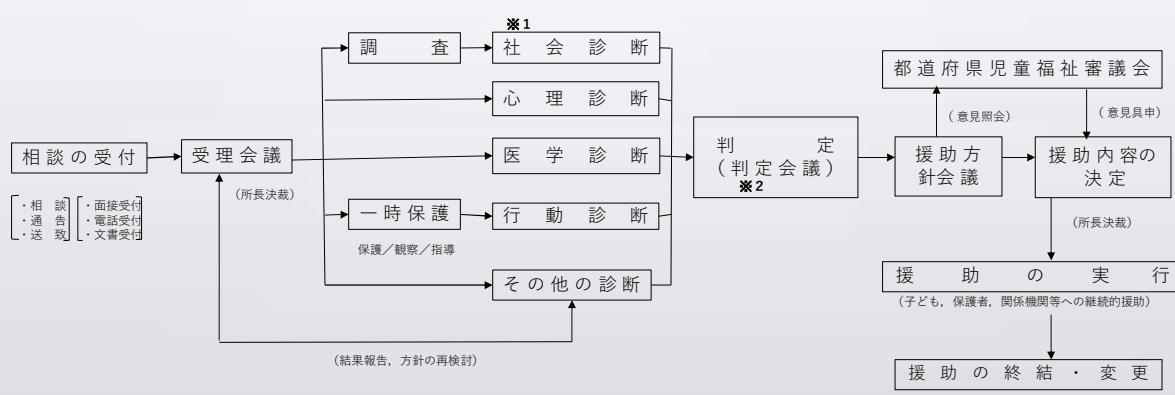
【管轄地域：三次市、庄原市】

※広島市児童相談所（広島市東区）

## 援助決定の流れ①

### ▶ 児童相談所における相談援助活動の体系・展開

(厚生労働省：児童相談所運営指針から引用)



\*1 「社会診断」： 調査により子どもや保護者等の置かれている環境、問題と環境との関連、社会資源の活用の可能性等を明らかにし、どのような援助が必要であるかを判断するために行う。

\*2 「判定会議」： 各担当者の診断をもとに、援助に有効な判断を導き出すための会議。援助指針（援助方針）案の検討を行う。

## 援助決定の流れ②

### ▶ 児童相談所が行う援助の種類

1 在宅指導等	2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ) 指定発達支援医療機関委託 (27②)
(1) 措置によらない指導 (12②) ア 助言指導 イ 総統指導 ウ 他機関あっせん	3 里親, 小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ) 4 児童自立生活援助の実施 (33の6①) 5 市町村への事案送致 (26①Ⅲ)
(2) 措置による指導 ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ,27①Ⅱ) イ 児童委員指導 (26①Ⅱ,27①Ⅱ) ウ 市町村指導 (26①Ⅱ,27①Ⅱ)	福祉事務所送致, 通知 (26①Ⅳ,63の2,63の3) 都道府県知事, 市町村長報告, 通知 (26①Ⅴ,Ⅵ,Ⅶ,Ⅷ)
エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ,27①Ⅱ) オ 知的障害者福祉司, 社会福祉主事指導 (27①Ⅱ) カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ,27①Ⅱ)	6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ,27の3) 7 家庭裁判所への家事審判の申立て ア 施設入所の承認 (28①②) イ 特別養子縁組適格の確認の請求 (33の6の2①) ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7) エ 後見人選任の請求 (33の8) オ 後見人解任の請求 (33の9)
(3) 訓戒, 誓約措置 (27①Ⅰ)	

(※数字は児童福祉法の該当条項等)

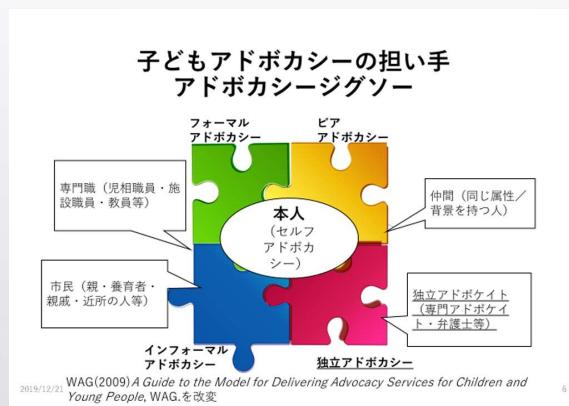
## 一時保護所とは

- ・一時保護所は149か所（令和4年4月1日現在）
- ・一時保護所のタイプとして、
  - 児童相談所の本体施設と一時保護所が同じ敷地内に併設されているタイプ
  - 本体施設から少し離れた場所に一時保護所があるタイプ
  - 一時保護所がないために他の児童相談所の一時保護所を利用するタイプ
  - 一時保護所だけが独立してあるタイプ
  - など、地域によってさまざま。
- ・一時保護を行うのは、一時保護所だけでなく、児童養護施設・乳児院などの児童福祉施設や里親などに委託することもある。

## 一時保護所ってどんなところ？

- ・広島県東部こども家庭センターでは「一時保護所のしおり」を作成  
一時保護所に入所する子どもへの事前説明資料として活用  
一時保護に対する不安を軽減するのに役立っている。

## 児童相談所におけるアドボカシー



## 当事者の声①

「児相の職員は、年1回、施設に来て10分程度話をして終わりです。年1回の面接だから、こっちも児相の職員が、どんな人なのか分からないし、向こうは向こうで自分とどんな話をしていいのか分からなって感じで、お互い話すことが長続きしない」

(先生) 「児相は『守利君がなんで、この施設に入所したのか』ってこと説明しなかったの？」 (中略) (私) 「聞いたことないですね」

守利真和 (2020) 「私の考える社会的養護」 『子どもと福祉』 13.pp.35-38.明石書店

## 当事者の声②－1

年1回、児童相談所は面接のために来園します。担当ケースワーカーは「元気？学校は楽しい？将来はどうしたいの？困っていることはない？」などと気遣ってくれます。ただ、私の頭の中は「何をしてくれるか分からない人にどこまで話してもいいものなのか」の半信半疑状態です。

守利真和 (2020) 「私の考える社会的養護」 『子どもと福祉』 13.pp.35-38.明石書店

## 当事者の声②－2

たとえば「施設に信頼できる人はいる？」の質問に「そういう人はいます」と答えれば「それって誰なの？」と突っ込まれます。私は「（答えたくないので）全員です」などと答えます。当然、紋切り型の会話になり、面接は長続きしません。担当ケースワーカーは「じゃあ、特に困っていることはないね」と面接は終わりです。

守利真和（2020）「私の考える社会的養護」『子どもと福祉』13.pp.35-38.明石書店

## 当事者の声③

中学生の頃の話です。担当ケースワーカーに親のことを尋ねる機会がありました。担当ケースワーカーは「お母さんの住所は教えられないんだ。手紙は出しているけれども、戻って来ないから届いていくと思うんだけどね」と。肝心な「住所は教えられない」の理由は話してくれませんでした。

守利真和（2020）「私の考える社会的養護」『子どもと福祉』13.pp.35-38.明石書店

## 独立アドボカシーの必要性

フォーマルアドボカシーの向上

児相職員、施設職員が子どもの意見・思いを聞く

→フォーマルアドボカシーの限界

職員の要因：先入観、施設職員との協力 ⇄ 100%子どもの側に立つ、

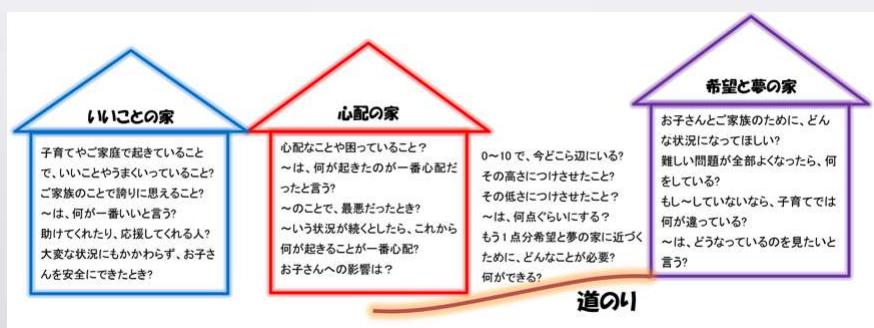
大人の事情 など

子どもの要因：忠誠葛藤 など

⇒独立アドボカシーの必要性（フォーマルアドボカシーとともに）

## 子どもの意見を聞く取り組み ～3つの家～

- 「3つの家」とは



## 広島県東部こども家庭センターの取り組み① 施設入所中の担当児童との顔合わせ

- ・年度初めに、児童福祉司が施設を訪問し、担当児童と顔合わせを行う。
  - ・顔合わせでは
    - ①担当児童福祉司の自己紹介、センターの役割の説明  
※センター説明シートを使って説明し、シートは児童に渡す。
    - ②施設職員に相談しにくいことを児童福祉司に相談したいときの方法を説明
    - ③権利ノートの所持の確認  
※権利ノート持っていない児童には、その場で権利ノートを渡す。

## 広島県東部こども家庭センターの取り組み② 施設訪問における事前アンケート①

- 定例施設訪問で、子どもとの面接時間が限られること、子どもとしては児童福祉司に話した内容がどう扱われるかわからないことなどから、子どもの話が充分に聞けていないとの課題あり。
  - そのため、事前に児童に質問紙形式による意見聴取を実施した上で、それを踏まえて施設訪問面接を行うこととした。
  - 対象は、施設（3か所）に入所している小学3年生以上の全児童

## 広島県東部こども家庭センターの取り組み② 施設訪問における事前アンケート②

- ・実施方法は次のとおり。

①説明文と質問紙の入った封筒を児童に配布。説明文には、アンケートに書かれた内容について、あなたの知らないところで、勝手に施設の先生や家族に話すことはないこと、書きにくいことや書きたくないことは書かなくてもよいことを記載。

②児童に質問紙を記入させ、記入後、児童自身に封筒に封をさせた上で、職員が封筒を預かる。

③全児童の封筒を集約し、センターに提出。

④児童福祉司は質問紙の内容を確認した上で、児童と面接。

## 広島県東部こども家庭センターの取り組み② 施設訪問における事前アンケート③

- ・事前アンケートの内容は、  
施設生活や学校生活に関するこ  
施設内暴力被害・加害  
家族への思い  
入所理由の理解  
将来についての考え  
センターに聞きたいこと（知りたいこと）、して欲しいこと  
今の生活のこまりごと、なやみごとなど

## 広島県東部こども家庭センターの取り組み② 施設訪問における事前アンケート④

## 【昨年度の事前アンケートの結果】

- 児童の約半数において、面接だけでは言いにくい意見（思い）が言いやすくなり、今後も続けてほしいとの肯定的な意見だった。（否定的な意見は5%）
  - 施設職員、児童福祉司からも肯定的な意見が多く、今後もこの取り組みを望む意見が多かった。
  - ただし、施設職員からは児童と児童福祉司の関係性の乏しさを指摘する意見もあり、今回のような取り組み以外にも児童と児童福祉司が関係性を構築するような取り組みの検討が必要と思われた。⇒担当児童との顔合わせ

## 広島県東部こども家庭センターの取り組み③ 一時保護所の取り組み

- ・「一時保護のしおり」と、「一時保護についての説明シート」を作成  
どちらにも子どもの権利について記載。
  - ・退所児童アンケートを実施。月1回、一時保護所職員、弁護士、総務管理部門長、  
次長（所長）で、アンケートをもとに環境・処遇改善を検討。
  - ・今年8月から一時保護所に、第三者による訪問アドボカシー事業が始まる。